

# 近世寺院史料論の課題

## —興福寺関連史料を中心に—

梅田千尋

### 【要旨】

近年、中世寺院史料論は大きく進展し、とくに東大寺・東寺に関する研究は、中世史上の重要な論点を提起してきた。一方これらの史料群に含まれる近世史料は多くの場合研究の対象外とされ、中近世史の断絶という問題も生じている。本稿では、中世・近世史料が混在する権門寺院（旧仏教系大寺院）の一つである興福寺史料の整理と目録編成の事例をとりあげ、構造的把握の方法と若干の見通しを述べる。興福寺は、中世以降の複雑な寺院組織のため一元的な史料管理が行われにくく、さらに明治維新期の寺院組織解体によって史料の分散が進んだ結果、現在は20以上の所蔵機関に関連史料が分散している。本稿では、先行研究を手がかりに現段階での興福寺関連史料の伝来・所蔵関係を明らかにし、文書群の全体像把握を試みた。その上で、興福寺一乗院坊官二条家史料（京都大学総合博物館蔵「一乗院文書」）の調査に即して、寺院組織という観点から文書群の構造的分析のための試案を提示した。さらに、「一乗院文書」の事例によって導き出された構造分析が、他の文書群にも適用しうることを指摘した。以上の考察を通じて、各史料群の調査において、できるだけ興福寺関連資料群全体の関連を念頭に置き、相互参照可能なフォンド・サブフォンドの設定を行うことを提案した。

### 【目次】

- 一 寺院史料論の展開と問題点
  - 二 興福寺史料の整理と目録編成
    - (1) 興福寺史料の伝来
    - (2) 「一乗院文書」の整理と目録作成
  - 三 興福寺大行事職関連史料の調査・分析
    - (1) 「一乗院文書」大行事職関連資料の分析
    - (2) 他の興福寺関連文書との関係
- おわりに

## 一 寺院史料論の展開と問題点

歴史史料を個別の文書単位ではなく、史料群として把握する史料論・アーカイブズ学の方法論は、専ら近世村方史料を中心に展開してきた。藩政史料や商家史料など、様々な領域でも実践的に用いられ、充実した成果を生み出している。

しかし、近世史においても、寺社史料についての史料論は低調であった。寺院史料特有の間

題点のひとつとして、寺院史料がもつ「現用」性という問題が指摘されている<sup>1)</sup>。真野純子・真野俊和は、新潟県の真宗大谷派寺院において「御消息」や過去帳・聖教が活用され、現在も随時出納・分類・整理が行われている状況を指摘した。つまり、武家文書や庄屋・戸長文書のような、既に歴史的役割を終えた組織体の史料ではなく、現在も生き続けている組織であるが故の困難が存在するのである。

また、近世寺院の史料については、各宗派史研究の領域で調査・整理が行われてきた。禅宗・浄土真宗においては、各宗派における宗派史料の編纂・整理が活発であるが、それぞれの宗派毎の聖教類が優先され、史料論として提起されている例は少ない<sup>2)</sup>。

一方、中世史においては、元々様式論による「古文書学」が主流で、史料群に関する議論は遅れていたが、寺院史料論については近年活発な議論が展開され、「原状」の復元が困難であるという残存状況を克服する動きとなっている。

これまで、東寺・東大寺・興福寺など権門寺院の史料は、地方・武家史料の欠落を埋める古代・中世史研究の主要史料と見なされ、荘園制度に関わる文書や『大乘院寺社雑事記』の様な饒舌な記録だけが抜き取られ、利用されていた。或いは、仏教史の領域から寺院の史料が用いられる場合にも、教理研究の資料となる聖教・典籍の調査が優先され、やはり文書研究には至らなかった。こうした経過を考えると、寺院史料論への着目は必然的な趨勢といえる。つまり寺院史料が広く利用されながら、史料を生み出した寺院についての関心が低いという状況への見直しが行われたのである。

例えば、中世寺院史料としてよく知られる東寺文書の場合、1967年に京都府立総合資料館に収蔵されて以降、上島有らによる整理事業が継続され、中世寺院史料論の先駆たる実績が蓄積されてきた。権門寺院文書としては珍しく、宗派運営ではない公立施設に所蔵されていることが、公開を前提とした資料群全体・文書全点の把握・目録化という史料論的記述を可能にしたといえよう。その結果、中世～近世から現代に至るまで、各段階での文書管理体制が明らかになった<sup>3)</sup>。

東寺文書は、以下(表1)のような残存・整理状況になっている<sup>4)</sup>。

表1 東寺文書(寺内・子院分)の残存・整理状況 計97839点 32000通

<p>【寺内文書】                  I 宝蔵文書：平安期寺務による作成古代・中世文書 → 近世に「百合文書」として整理される                  → 京都府立総合資料館(18650点/27774通)／京都大学教王護国寺(3041点/4165通)                  II 御影堂経蔵文書：Iの重要文書を鎌倉末期に移動 → 東寺宝物館東寺文書<sup>5)</sup> (698通)</p>
---

- 1) 真野純子・真野俊和「寺院史料の特性と史料誌の提唱」『西垣晴次先生退官記念 宗教史・地方史論纂—史料保存と史料学』(刀水書房、1984年)
- 2) 例えば禅宗寺院に関する、田中宏志「禅宗寺院文書の基礎的研究—十六・十七世紀の「出世」関係史料を中心に」『駒沢大学禅研究所年報』18 (駒沢大学禅研究所、2007年)など様式論は展開されているが、文書群としての構造分析は稀である。
- 3) 西尾知己「室町期京都の騒乱と東寺の文書管理」(『民衆史研究』74特集「中世における文書の管理・保管と地域社会」、2007年)
- 4) 上島有『東寺・東寺文書の研究』(思文閣出版、1998年) p151「東寺文書の概要」を基に各目録などの情報を補足した。なお、点数は現段階で公表されている範囲のものである。
- 5) 新見康子『東寺宝物の成立過程の研究』(思文閣出版、2008年)

Ⅲ 靈宝蔵文書：近世寺務史料（年預所など） → 東寺宝物館蔵（約20箱/約3000通）

【子院文書】

Ⅳ 観智院金剛蔵：聖教・文書類 → 観智院蔵（15402点/33102通）

Ⅴ 観智院宝蔵：近世文書 → 観智院蔵（約50箱/約7500通）

Ⅵ 宝菩提院三密蔵：聖教・文書類<sup>6)</sup> → 宝菩提院蔵（約180箱/約21600通）

他に 阿刀家文書：執行家伝来文書 / 蜷川家文書：公人伝来文書 など

また、奈良の権門寺院については、永村眞が東大寺・興福寺の中世史料を中心に、寺院史料論を展開してきた<sup>7)</sup>。そこでは、「史料論は組織論である」という命題に即して、寺院史料をそれを生成した組織との関係で捉える作業が進められてきた。例えば、興福寺の維摩会遂行に関わって作成された様々な形式の文書を体系的に分析することで、法会遂行に関わる寺院・僧侶の役割分担や伝達過程が明らかとなった<sup>8)</sup>。また、寺院史料に着目した論文集も、相次いで刊行されている<sup>9)</sup>。

近年の中世史における寺院組織論への着目は、まさに史料論ととの相互作用によって成り立つものだといえよう。ただし、史料論への関心が史料全体に対する公平な扱いを実現しているわけではない。上記の東寺文書群の調査・整理状況に明らかなように、実は、各文書群の目録作成に当たって、近世史料は点数すらも数えられていないことが分かる。上記の表では、Ⅱ・Ⅴ・Ⅵの文書群がそれに当たるが、いずれも近世史料については未調査である。

中世寺院史料論の対象となっている史料群において、実際の点数の上では近世史料が大半を占めることは、稀ではない。しかし、調査の主体が専ら中世史研究者であること、また、藩政史料・地方史料などが多数残存する近世史では寺院史料への関心が低いことも相まって、積極的な調査は行われにくかった。こうした状況に対して、寺院の近世史料調査は、どのような形で進めるべきであろうか。

本稿では、中世・近世史料が混在する権門寺院（旧仏教系大寺院）の史料調査について、興福寺史料の整理と目録編成の事例をふまえて、史料論上の問題点と若干の見通しを述べたい。

## 二 興福寺史料の整理と目録編成

### （1）興福寺史料の伝来

廃仏毀釈による史料の散逸や流出は、多くの寺院で見られた現象であった。そして、その散逸の甚だしさにおいて、興福寺関連文書は群を抜くものといえよう。

6) 宮野純光「東寺宝菩提院三密蔵聖教の成立過程」五味文彦・菊地大樹編『中世の寺院と都市・権力』（山川出版社、2007年）

7) 永村眞『中世寺院史料論』（吉川弘文館、2002年）

8) 永村眞「法会と文書—興福寺維摩会を通して」注7 前掲書所収

9) 五味文彦・菊地大樹編『中世の寺院と都市・権力』（山川出版社、2007年）、勝俣鎮夫『寺院・検断・徳政—戦国時代の寺院史料を読む』（山川出版社、2004年）、勝山清次編『南都寺院文書の世界』（思文閣出版、2007年）など

図1は、こうした興福寺文書群の伝来過程について図示したものである<sup>10)</sup>。近世以前の作成主体を左の列に、現在の所蔵機関を右の列に配して、それぞれの史料の伝来過程を示した。なお、主要な史料群には、機関別に【1】～【23】の番号を付した。先に触れた東寺文書と比べたとき、改めて興福寺文書群の散逸のほどが見て取れよう。維新後、明治18年(1885)まで組織としての興福寺が断絶していたことが、このような事態を招いたといえる。また、興福寺の場合、早い段階から資料的価値を知られていたことから、却って様々な関心から蒐書を行う個人や機関の手に渡りやすかったのであろう。

もっとも、こうした見取り図を描きうること自体が、近年の史料調査や共同研究によって可能になった成果である。

なお、各文書群は、出所や移管時期を同じとしながらも、それぞれに性格が異なる。例えば、【7】「京都府立総合資料館蔵大乘院文書」には近世の寺社金融に関する史料が多く含まれるが、類似の史料は他では稀である。こうした違いが、移管時の購入者・蒐集者の恣意的な史料選択によるものなのか、それとも元々の所蔵状況や収納状況(いずれかの箱に入っていたものが収納先単位で移管されたというような)に左右された結果なのか、今となっては知る手がかりはなく、調査上の課題の一つであらう。

また、それぞれの史料保管先で目録作成が行われてきたが、【7】「京都府立総合資料館蔵大乘院文書」と【17】「奈良教育大学所蔵南院文書」を除き、近世史料については点数すら把握されていない。多くの史料群に関して、中世史料分の目録のみが作成されているという現状が、現在に至る関心の偏りを表している。

このなかで最もよく知られ、研究が進んできたのは【2】「国立公文書館内閣文庫所蔵大乘院文書」であるが、この史料が他の史料群との関係に於いてどのような位置にあったのかという点も今後解明すべき問題であらう。

なお、図1では、興福寺史料群について、「惣寺」「大乘院」「一乗院」およびそれ以外の院家の文書に分けて図示した。興福寺の寺内構造を研究してきた稲葉伸道氏によれば、中世寺院の権力構造は、①政所を中核とする「政所系列」の組織、②大衆・衆徒と呼ばれる寺僧集団、③院家・坊などの寺院内の私的組織、という三系統から成り、それらを視野に入れた分析が必要であるという<sup>11)</sup>。

図1で示された文書の多くは、このうち①の「政所系列」に関わるものである。②③の文書のうち近世以前に子院などに残されたものは、近代も寺院や家といった単位で伝来したが、最も重要かつ膨大な政所という寺家中枢機関の文書は、幕末維新期の寺家解体とともに維持困難となった。そこで、図のような散逸を招くことになったのである。興福寺の場合、②に当たる史料の残存はわずかであり、③にあたる史料は、伝来過程を図示する必要がないため、「その他

10) 河野昭昌・松尾恒一「大乘院文書」の継承・流出の軌跡：國學院大學図書館蔵「福智院家文書」の理解の手掛かりに：付、同文書調査中間報告(『國學院大學図書館紀要』10、2000年)、平成10～13年度科研費報告書『興福寺旧蔵史料の所在調査・目録作成及び研究』(研究代表者上島享、2002年)以下『旧蔵科研報告書』と略)を基に、『旧華族家史料所在調査報告書4』(学習院大学史料館、1993年)及び各目録類等によって補い、図示した。

11) 稲葉伸道「鎌倉期の興福寺院組織について—政所系列を中心に—」『中世寺院の権力構造』(岩波書店、1997年)

近世寺院史料論の課題 (梅田)

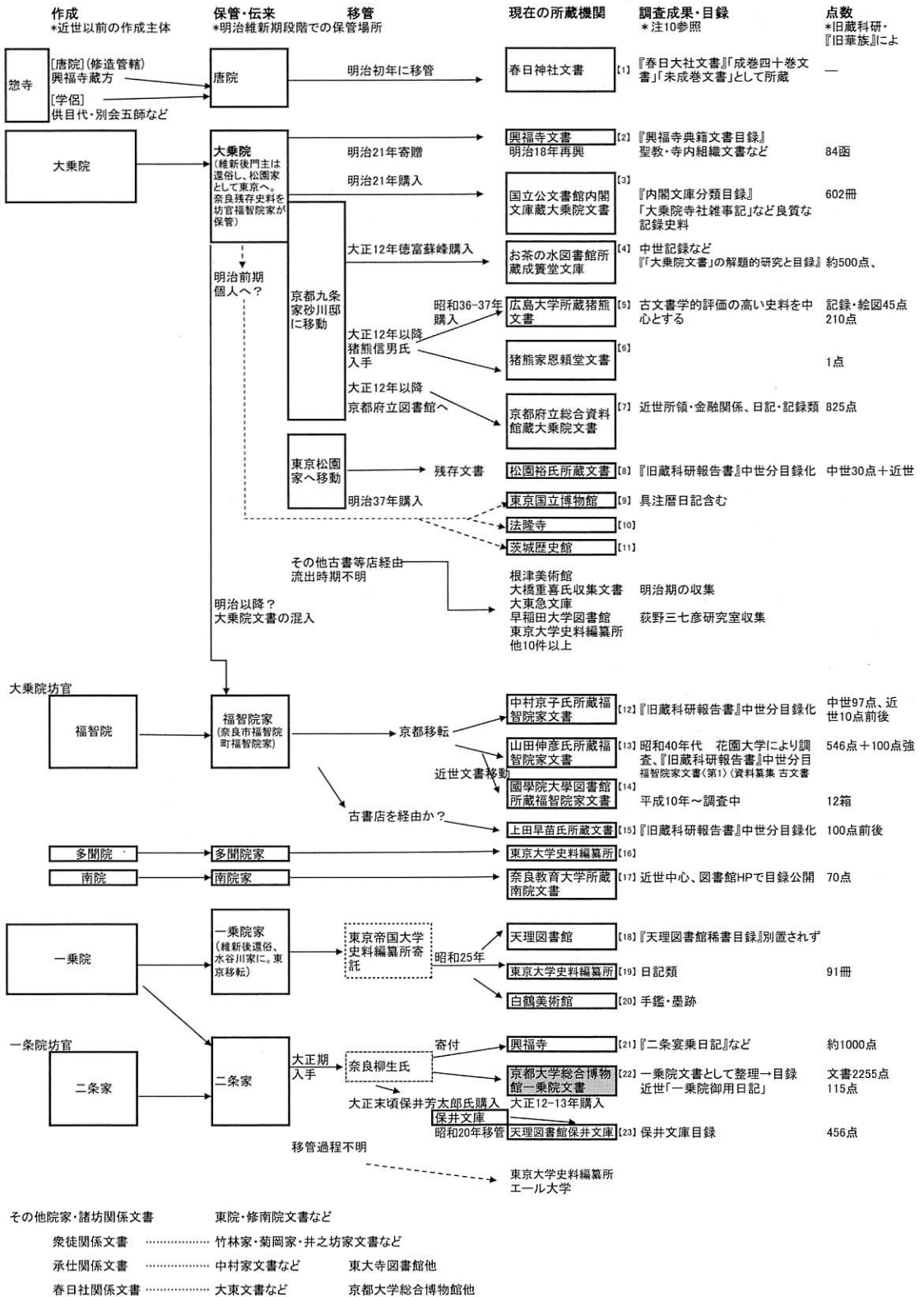


図1 興福寺関連資料の伝来過程

院家・諸坊関係文書」などとして図の下に列挙した。

「政所」「惣寺」の具体像を明らかにするため、中世史研究の分野で明らかにされてきた興福寺寺内組織の構造について概観したい。

興福寺の特徴として、惣寺が大乗院・一乗院いずれかの門跡院家を中心に構成されていたことがあげられる。それゆえ文書群も、大乗院系と一乗院系に大別される。

興福寺では、寺務・別当として惣寺の頂点に立つのは、平安後期に成立した一乗院・大乗院の両院家であった。この両院は、皇族・摂関家師弟が入寺し、中世以来門跡となった。この両院に仕え執事の役割を果たした坊官諸家も、鎌倉後期には「家」として定着し、以降、会所目代・公文目代などの惣寺要職に就いた。坊官は俗人であり、僧侶集団である学侶・衆徒とは異なって、寺院で行われる法会には参加しない。しかし、法会の準備・運営や財政は要職に就いた坊官諸家の管轄であった。主要坊官家として、一乗院側には内侍原・高天・二条の三家があり、大乗院側にも南院・多門院・福智院の三坊官家が中世以来幕末まで存続し、実質的な惣寺運営の中核をなした。このような複雑かつ多頭的な寺院組織は、中近世を通して包括的な史料管理を阻む要因となった。

つまり、門跡に従属する坊官が、惣寺の役人として寺院の経済的・行政的運理上重要な役割を果たしていた。比喩的にいえば、江戸幕府において、幕閣に就任した特定譜代大名が幕府史料を各大名家に伝えた状況に相似する。この構図は、以下のように図示(図2)しうる。

坊官と寺務役人の職位について補足する。興福寺の三綱(寺主・都維那・上座)は坊官から選任され、寺家の政所組織の運営に当たった<sup>12)</sup>。三綱は、さらに四目代(修理目代・通目代・会所目代・公文目代)などの役職を勤め、寺家の政所組織を運営した。三綱の称が序列・地位を示すのに対して四目代がそれぞれの役割を示している。例えば、会所目代は「維摩会以下諸会式筵・畳以下并供料等諸下行致奉行」などの大会執行の奉行・費用調達を行っていた。公文目代は「一切検断方并諸書下・廻文等致奉行」し、通目代は「七堂等并法会式仏供燈明方悉皆致奉行」と諸堂の日常的な運営を行うという職掌が定められ、作事を担当する修理目代を除いて坊官の占めるところとなった(修理目代は学侶が就任)。こうした組織構成は基本的に近世にも存続する。

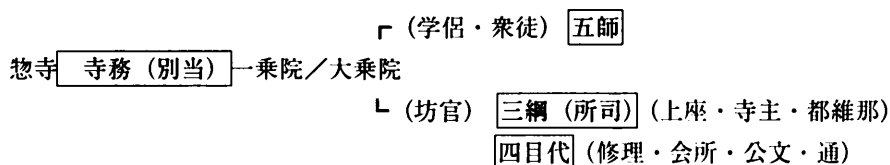


図2

12) 「地下家伝」三二(複製日本古典全集、現代思潮社、1978年)では一乗院坊官家は次の通り。

一乗院宮 坊官・諸大夫・侍 家伝

内侍原・高天・二條・北小路/中沼・前田・中川・朝岡/(「侍」)宇野・小南・森田

大乗院門跡 坊官・諸大夫・侍 家伝

南院・多門院・福智院(以上「兼三綱職」)/松井/(「上北面」「侍法師」)城戸坊・井上坊・中司坊/原・松本・杉田・多田/(「侍」)渡邊・中御門・上田・神足

このように、興福寺が複雑な寺内組織をもっていたことは分かっているが、それぞれの役職が具体的にどのような運営を行い、どのような権益を有していたのか未だ不明な点は多い。

永村眞氏が示した「史料論は組織論である」という命題をうけて、興福寺史料をそれを生成した組織との関係で捉えるためには、史料の伝来についても、組織の全体像についても、情報は極端に乏しい。こうしたなかで、組織論と史料論をどのように組み合わせて進展させていくのが課題となろう。以下、具体的な史料調査の事例に即して述べる。

## （２）「一乗院文書」の整理と目録作成

「京都大学総合博物館蔵一乗院文書」（以下「一乗院文書」）は図1では【22】にあたる。大正期に受け入れられて以来、「一乗院文書」と呼ばれてきたが、実際には一乗院坊官二条家に伝来した文書群である。受け入れ直後に仮目録が作成されたとみられるが、本格的な史料調査は行われていなかった。受け入れ以降年月が経過していること、その間、何度かの保管場所の移動と現在の中性紙段ボール箱への入れ替えが行われていること。また、破損が甚大なものや重要と見なされた一部の史料を抜き取って裏打ち補修を施され、別置されていることから、原秩序の復元は困難である。

二条家旧蔵史料の原秩序について手がかりとなる史料として、宝永2年（1705）年二条憲乗によってまとめられた「二条家旧記目録」（【23】天理図書館保井文庫692号）がある。宝永2年段階で二条家に伝えられていた諸史料の収納状況を伝える貴重な史料であり、同史料については、幡鎌一弘氏による翻刻と史料論をふまえた詳細な分析もおこなわれている<sup>13)</sup>。それによれば、二条家では法会の種別毎に15の「函」と6つの「重」に、関連資料を収容していた。幡鎌氏は、それぞれの函の内容を復元し、その内容の大凡の傾向についても分析を行った。「一乗院文書」がこれらの函・重のどの部分を引き継いでいるのかについては、他の史料群の構造分析を踏まえた上で検討すべき今後の課題となろう。

なお、「一乗院文書」は、京都大学移管後の早い段階で整理用の仮番号が付され、収納は仮番号順に行われていた。そこで、2003年に着手された整理作業では、この状態を現状と見なして整理番号順にカードをとり、全点の日録の作成を行った。科研費によるこの調査は、2005年度末まで継続して行われ、筆者自身も作業に参加した。

調査結果である目録は、報告書<sup>14)</sup>に約100頁にわたって全件の文書名・年月日・差出・宛名・備考が掲載されているが、整理番号順に配列され、分類・解題にあたる作業は行われていない。そこで、この成果をもとに内容把握・構造分析のための見通しを提示することが本稿の課題である<sup>15)</sup>。なお、表2に、今回調査の結果得られた文書の概要を示しておく。

このように年未詳史料が多数を占めるのは、書状など年月日の特定が困難な史料が多いためである。先に述べたように、二条家文書には、一乗院門跡家との関係で作成される史料、興福寺惣寺における日代職など所務に関わる史料、二条家の家政史料などの文書が含まれると考え

13) 幡鎌一弘「興福寺坊官家の史料目録」（平成10～13年度科研費報告書『興福寺旧蔵史料の所在調査・目録作成及び研究』研究代表者上島享、2002年）

14) 平成15～17年度科研費報告書『中世寺院における内部集団史料の調査・研究』（研究代表勝山清次、2006年）

15) なお、以下の分析は筆者個人の見解に過ぎず、調査チーム全体の作業方針とは関わらない。

表2 「一乗院文書」2255点(2062件) 各項目の数字は史料点数

年代	確定年代	推定年代(年未詳)	合計点数
平安	10	0	10
鎌倉	16	4	20
南北朝～室町	117	109	226
戦国・織豊	152	8	160
江戸	693	825	1518
近代(明治)	8	2	10
その他・年未詳		311	311
			2255

表3 「一乗院文書」構造分析案

I	一乗院(門跡の家政機関に関わって、一乗院坊官として作成された文書)
	A 門跡: 1 門跡の入寺・得度 2 門跡の人選
	B 寺務後見職
	C 寺社奉行・奈良奉行
	D 橋御殿: 1 貸付金 2 訴訟
II	惣寺(四目代職に関わって作成された文書)
	A 三綱・寺主: 1 補任・相続 2 法会執行
	B 会 所 日 代: 1 補任・相続 2 法会執行
	C 大 行 事 職: 1 大行事職全般 2 法会執行 3 拝殿沙汰人
	4 神楽男補任 5 拝殿巫女補任 6 盲僧補任
	D 荘園経営
	E 近世知行地
III	家政史料
IV	その他(書状など)

られる。二条家が興福寺に於いて果たした役割を考慮しつつ、史料目録のデータを用いて分類を試みると、表3のような構造が考えられる。

このような荒仕分けは、あくまで現時点での作業仮説に過ぎず、今回、2255点全点の分類や構造分析を終えることは困難であった。先にも述べたように、中世興福寺の寺院組織論の研究蓄積は乏しく、図2に示した職制が、具体的にどのような職務に対応していたのか、それぞれのサブフォンドの史料内容を検討し、再構築していく必要があるためである。

権門寺院史料において、史料の構造を分析する際問題となるのは、中世と近世の文書群を分割するかどうかという点である。例えば、中世の興福寺領荘園経営に関わって、荘官の一人としての二条家が作成した文書を「II 惣寺」のフォンドに入れることは自然であろう。一方、一乗院門跡領として設定された近世の知行地については、「I 一乗院」の家政文書として扱うべきかもしれない。しかし、所領経営という点で連続性をもつ両者を、異なるフォンドに分類することは適切であろうか。

また、II A 会所日代やB 大行事の職制に関わる文書の多くは、中近世ともに共通する内容であり、時代区分を施すことが寧ろ困難となる。

そうした幾つかの問題点や、研究による組織構造上の位置の解明が必要な史料も多くあったため、文書群の全面的な構造分析という作業は今後の課題となろう。本稿では、この文書群の



うち、比較的他フォンドとの重複が少なく、一応の仕分けを完了できた「ⅡC 大行事職」サブフォンドを例に、文書の内容と構造分析の成果を確認したい。

### 三 興福寺大行事職関連史料の調査・分析

#### （1）「一乗院文書」大行事職関連資料の分析

表4（論文末に添付）は、上記表3の「ⅡC大行事職」に分類した文書を抽出したものである。この項目を取り上げた理由は、大行事職という職掌に関わる特徴的な形式の文書が作成されるため、他の寺務職分と区別しやすく、また、他の文書群（南院文書・興福寺史料など）に関連する史料の所在が明らかになっており、本稿の課題である興福寺関連文書群のなかでの個別史料の把握という問題を考える手がかりとなるためである。なお、組織・職制上の大行事職については、別稿で考察した内容をふまえる<sup>16)</sup>。

#### ・Ⅱ-C-1 大行事職全般

「大行事」とは、本来は寺院行事において法会を指揮する僧を指す。しかし、興福寺においては、三綱上座位に就いた坊官が「西金堂大行事職」として法会の運営などに携わった。文書番号1728番「大行事御記抜書」は、こうした大行事職の職分内容を詳述する。それによれば、大行事は春日社若宮拝殿に関わる宗教者の統括にあたり、諸集団への補任状を発給した。主な役割は、春日社若宮拝殿で神楽や託宣を行った神楽男・巫女集団から神楽銭を徴収し、それを配分して法会の執行に宛てたことである。なお、神楽銭は、盲僧・神楽男・巫女それぞれから徴収していた。神楽男・巫女の場合、神楽銭は春日若宮拝殿沙汰人が仲介して大行事に納入するが、盲僧の場合は、毎年座毎に直接大行事に支払っていた。

#### ・Ⅱ-C-2 法会執行

大行事としての名目で発行された、僧侶への請定である。会所目代が主導した維摩会とは異なり、春日社・南圓堂での法会では大行事が差配したことが、史料の上からも明らかである。

#### ・Ⅱ-C-3 拝殿沙汰人

拝殿沙汰人は、「拝殿衆」と総称される春日若宮社の神楽男・巫女らからの神楽銭徴収などについて、大行事の指示を受けて実務を担当していた。878、593-1番などの「拝殿交名」により、拝殿沙汰人が、神楽男や巫女の座次の把握と大行事職への報告を行っていたことがわかる。なお、頻繁に交わされる書状はいずれも神楽銭の徴収や拝殿衆の把握に関わるものである。

#### ・Ⅱ-C-4 神楽男補任

享徳2年（1453）から天明8年（1788）まで、同様の形態による補任状が残存する。神楽男が拝殿に加入する際の「兼約」（欠員が出た際の補充人員を確定しておくこと）や座次の「競望」という手続きが一貫して存在したことがわかる。

#### ・Ⅱ-C-5 拝殿巫女補任

一連の補任状は、神楽男同様のシステムで、春日若宮社の拝殿巫女が興福寺大行事職の管理

16) 拙稿「興福寺大行事職考」勝山清次編『南都寺院文書の世界』（思文閣出版、2007年）、同「近世奈良の盲僧組織」青柳周一・高桢利彦・西田かほる編『近世の宗教と社会Ⅰ』（吉川弘文館、2008年）

下にあったことを示す。なお、巫女の多くは春日社社人の妻女であったことも、1190番「交名注文」などによって判明する。

・Ⅱ-C-6 盲僧補任

延宝期まで興福寺支配下にあった盲僧集団も、中世以来大行事職の補任をうけていたことが、一連の補任状によって判明する。618、620番などによれば盲僧集団については、集団内部での官銭配分などについても大行事職が干渉したようである。なお、大行事職による盲僧補任状が、神楽男・巫女などの拝殿衆と同形式であることから、盲僧は従来言われてきたように一乗院門跡ではなく<sup>17)</sup>、大行事に差配されていたことが判明した。

以上、「一乗院文書」のうちⅡ-Cとサブフォンド内の構造分析に即して明らかになった大行事職の職務内容・寺院運営上の位置づけについて概観した。これにより一乗院坊官である二条家が、三綱上座大行事職に就くことで果たした組織上の役割の一端が解明された。この成果を図1で示した興福寺関連文書群のひろがりの中においたとき、どのような展開が可能となるのか。最後に検討したい。

(2) 他の興福寺関連文書との関係

大行事職が、一乗院・大乘院の院家で執事的役割を担った有力坊官家の職掌のひとつであったことは既に述べた。そして、興福寺において三綱の職は、一般に大乘院坊官と一乗院坊官が交代で就任する役職であった<sup>18)</sup>。それゆえ、大行事職にあったのは、一乗院坊官の二条家だけではない。大乘院側に属した他の坊官家も、やはり大行事職に就くこともあったはずである。つまり、大行事史料は、他の坊官史料群の中にも含まれているのである。

例えば、【17】奈良教育大学蔵南院文書も、表3で示したⅠ-A~C、ⅡA~C、EおよびⅢ、Ⅳの分類にあてはまる<sup>19)</sup>。紙幅の制約により、前章にならって「Ⅱ-C大行事職」に関わる例を示すと、Ⅱ-C-1「大行事職全般」には「永禄三庚申年大行事引付」<sup>20)</sup>「西金堂大行事引付」<sup>21)</sup>(寛永20年)が該当し、「Ⅱ-C-2法会執行」には「維摩會記」(寛文5年写)<sup>22)</sup>などが該当する。これらの史料を併せて参照することにより、例えば17世紀半ば(寛永期~寛文期)において、二条家・南院家の両家が、下記のように交代で大行事職を勤めていたことが明らかとなる。

(就任時未詳) ~寛永20年6月(1643)	二条宣乗
寛永20年6月~明暦3年11月(1657)	南院泰重
明暦3年11月~寛文9年6月(1669)	二条宥乗
寛文9年6月~	二条源乗

また、上記の「永禄三庚申年大行事引付」の内容から、大行事による拝殿支配が永禄3年

17) 加藤康昭『日本盲人社会史』(未来社、1974年)

18) 「興福寺大行事考」前掲注15『南都寺院文書の世界』

19) 奈良教育大学図書館HPで「興福寺南院文書内容一覧」として公開。目録では70点。

<http://www.nara-edu.ac.jp/LIB/nanin/nanin.htm>

20) 南院文書092.1/373/2-7

21) 南院文書092.1/373/1-14

22) 南院文書092.1/373/2-1

（1560）にはほぼ確立していたことも判明する。

他に大行事関連史料は、図1の【2】「興福寺蔵興福寺文書」や【23】「天理図書館蔵保井文庫」にも混在しており、【14】「國學院大學図書館蔵福智院文書」にも、大行事関連史料の存在が報告されている<sup>23)</sup>。とすれば、今後、二条家・南院家・福智院家にそれぞれ伝えられた大行事関連資料を相互に対照して、大行事職の経年的変化を記述することも可能となろう。

このように、散逸の激しい寺社史料については、史料群の全体像における位置を把握する重要である。それは、研究の段階はもとより史料調査の段階—とりわけサブフォンドやファイルの設定において—念頭に置くべきことであろう。

表4で挙げた文書の年紀でも明らかなように、多くは「近世史料」と見なされてきた「一乗院文書」の中に、相当数の中世史料が含まれていることも判明した。また、分析過程で示してきたように、近世の大行事史料を読み解くことは、中世後期の惣寺の運営形態—とりわけ荘園支配衰退後の法会や寺院普請・周辺社会集団の動員のあり方を明らかにすることでもあった。つまり、権門寺院の近世史料を読み解くことは、中世史研究にも貢献しうるのである。近世史料を切り離して調査の対象外とするのではなく、一連の寺院構造を解明する手がかりとして、積極的に活用するべきであろう。

## おわりに

以上、中世史を中心とした寺院史料論の展開と、それを承けて行われるべき興福寺関連文書群—とくに近世史料の整理・調査について、現段階での課題と見通しを示してきた。

図1で示したように、興福寺関連資料群最大の問題は、その散逸という状況にある。

将来的には、興福寺関連資料群全体の関連を念頭に置いたうえでそれぞれの史料群のフォンド・サブフォンドレベルでのタイトルの共通化を図って、他シリーズとの相互参照を行うことが可能となろう。

またその際、中近世の寺院組織・作成史料の連続性を再認識することも重要であろう。近世史料の読解を通じて、中世後期の寺院組織像を遡及する可能性は高く、寺院組織論においても、近世史料がもつ意義は決して小さくないだろう。

---

23) 河野昭昌・松尾恒一「『大乘院文書』の継承・流出の軌跡：國學院大學図書館蔵「福智院家文書」の理解の手掛かりに：付、同文書調査中間報告」（前掲注10）

表4 一乗院文書(京都大学総合博物館蔵) 構造分析案

II-C-1 大行事職全般						
番号	枝番	分類	文書名	年月日	差出	宛先
83		1大	興福寺別当御教書	応永33年2月17日	都稚那隆舜奉	上座法眼御房
1784	0	1大	大行事日記	文禄5年閏7月27日	二条宣乗	—
1782		1大	会所御藏大会覚	慶長15年7月	宣乘法眼	—
410		1大	大行事二条法師宣乗請文 (若宮祭礼競馬装束)	寛永7年11月25日	大行事二条法眼 宣乗	別会五師御房
1091		1大	若宮拜殿少行事三臈職補 任状	明暦2年2月	大行事上座法眼	(源正)
1728		1大	此方古記之抜書写・大行 事御記抜書	元禄3年7月4日	二条家	—
242		1大	興福寺別当御教書	1月20日	訓寛奉	丹波上座御房
207		1大	書状(西金堂行事僧二臈)	3月18日	大行事三座法橋	衆中沙汰衆御中
210		1大	興福寺別当御教書	6月1日	好玄	丹波上座御房
389		1大	書状断簡(大行事勤方に 付)	9月25日	清(花押)	—
701		1大	社頭閉門勘例注文(大行 事方旧記)	年月日未詳	—	—

II-C-2 法会執行						
番号	枝番	分類	文書名	年月日	差出	宛先
2026		2法	春日若宮拜殿行事二臈職 補任状	慶長6年2月21日	(□智專当)	大行事上座法眼大和 高位
1088		2法	請文申一礼之事(若宮神 楽所補任状につき)	寛文10年11月26日	専当玄雪(印)	大行事二条法眼様
980		2法	東金堂出仕交名	(慶安4年1月12日)		
513	1	2法	春日社若宮拜殿行事僧補 任状	正徳2年5月23日	大行事上座法印 憲乗判	—
513	2	2法	春日社若宮拜殿行事僧補 任状	正徳2年5月26日	大行事上座法印 憲乗判	—
471		2法	春日社法会請定	年月日未詳	—	—
481		2法	若宮社法会請定	年月日未詳	—	—
500		2法	維摩会堅問役次第	年月日未詳	—	—
531		2法	春日社某法会請定	年月日未詳	—	—
532		2法	春日社某法会請定	年月日未詳	—	—
533		2法	南門堂某法会請定	年月日未詳	—	—
1016		2法	某法会廻状	年月日未詳	—	—
952		2法	南門堂出仕交名廻状	年月日未詳	—	—

II-C-3 拜殿沙汰人						
番号	枝番	分類	文書名	年月日	差出	宛先
878		3沙	大行事殿御拜殿交名并補 任座役注文	寛文9年6月2日	拜殿沙汰人五郎 左衛門尉清成(花 押)	大行事二条殿
991		3沙	拜殿五郎左衛門清成書状 (祭礼につき)	寛文9年11月晦日	清成(花押)、拜 殿沙汰人五郎左 衛門(上書)	二条法眼様人々御中 (上書)
593	1	3沙	拜殿上臈交名	寛文11年12月28日	—	—
437		3沙	大行事殿拜殿交名注文	明暦3年11月	清成(花押)	大行事二条殿

近世寺院史料論の課題（梅田）

258		3 沙	拝殿右馬亮清明書状 (拝殿入補任料)	卯年 6 月 25 日	拝殿右馬亮清明	大行事法眼様人々御中
272		3 沙	拝殿五郎左衛門清明書状 (補任米料につき)	卯年 12 月 10 日	清 (花押)	大行事法眼様人々御中
899		3 沙	拝殿沙汰人清頼書状	1 月 15 日	清 (花押)	二条大行事様
900		3 沙	清頼書状	1 月 16 日	清 (花押)	二条大行事様
901		3 沙	改年祝儀進上に付拝殿沙汰人清頼書状	1 月 16 日	(拝殿沙汰人) 清頼 (花押)	二条大行事様
447		3 沙	拝殿沙汰人書状	1 月	拝殿沙汰人	二条大行事様
791		3 沙	拝殿沙汰人書状	1 月	清 (花押)	(二条大行事様)
268		3 沙	拝殿五郎左衛門書状	2 月 14 日	拝殿五郎左衛門尉清明	二条大行事殿
256		3 沙	はいてん清満書状	2 月 18 日	はいてん右馬亮清満 (花押)	二条道 宗智斎
964		3 沙	拝殿五郎左衛門尉清明書状	2 月 25 日	拝殿五郎左衛門清明 (花押)	二条大行事殿様人々御中
1066		3 沙	中東時基書状(拝殿に付)	3 月 14 日	時基 (花押)	(大行事殿御家衆)
275		3 沙	拝殿右馬清明書状	3 月 28 日	拝殿右馬允清明	大行事殿様人々御中
248		3 沙	清明書状	5 月 2 日	清明	二条大行事殿
234		3 沙	拝殿清明書状	6 月 17 日	清明	二条大行事殿様人々御中
276		3 沙	拝殿右馬允清明書状	6 月 17 日	拝殿右馬允清明 (花押)	二条大行事殿様人々御中
968		3 沙	井上清明書状	6 月 19 日	拝殿清明(裏書)、井上四郎兵衛殿清明(花押)(日下)	二条之大行事さま人々御中(上書)
1049		3 沙	拝殿右馬允清明書状	6 月 27 日	清明 (花押)	(大行事法眼様)
1060		3 沙	拝殿右馬尉清明書状	7 月 12 日	拝殿右馬尉清明 (花押)	大行事法眼様人々御中
1063		3 沙	拝殿五郎左衛門尉清明書状	8 月 13 日	清明 (花押)	(大行事法眼殿)
222		3 沙	拝殿清明書状	11 月 14 日	拝殿午允清明(花押)	大行事殿参人々まいらせ候
1065		3 沙	拝殿清明書状	11 月 30 日	拝五郎左清明(花押)	大行事御房人々御中
760		3 沙	清頼書状(掛鳥献上につき)	11 月晦日	清 (花押)	—
761		3 沙	清頼書状(掛鳥献上につき)	11 月晦日	清 (花押、清頼)	(大行事法印様)
432		3 沙	沙汰人書状(若宮祭礼挙行にて神楽銭進上に付)	12 月 1 日	(沙汰人) (花押)	(大行事様)
753		3 沙	拝殿沙汰人清成書状	12 月 1 日	清 (花押)	
1103		3 沙	清貞書状(掛鳥献上につき)	12 月 1 日	清貞 (花押)・沙汰人五郎左衛門拝殿〔上書〕	大行事法眼様人々御中
759		3 沙	拝殿沙汰人書状	年月日未詳	拝殿沙汰人	大行事法眼様

II-C-4 神楽男補任						
番号	枝番	分類	文書名	年月日	差出	宛先
2055		4 楽	大行事某補任状案	享徳2年10月7日	大行事上座法橋上人位	成春
2053	1	4 楽	大行事某補任状案	永正3年12月23日	大行事上座法橋上人位判	春詮
2054		4 楽	若宮拝殿神楽男補任状案	天文16年1月23日	大行事上座法橋	春香 梅木内記
1784	4	4 楽	達書(拝殿神楽男順に付)	(文禄5年) 閏7月22日	(二条宣乗)	若松殿まいる
1784	3	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順)	(文禄5年) 閏7月29日	二条宣乗(花押)	若宮甚六殿まいる
1784	5	4 楽	達書(拝殿神楽男順)	(文禄5年) 9月12日	二条宣乗(花押)	若宮藤徳殿まいる
1784	6	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順)	(文禄5年) 9月12日	二条宣乗(花押)	若宮六郎殿まいる
1784	7	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順)	(文禄5年) 9月14日	二条宣乗(花押)	若宮藤□(重)郎まいる
1784	8	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順)	(文禄5年) 11月21日	大行事宣乗	孫兵衛殿まいる
1777		4 楽	西金堂大行事日記(御神楽銭)	慶長2年4月	二條宣□(乗)	—
1778		4 楽	西金堂大行事日記 御神楽銭	慶長2年5月	二条法眼宣乗(花押)	—
1780		4 楽	神楽男次第	慶長6年5月	大行事(花押)	—
1784	10	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	慶長7年4月24日	大行事宣乗判	若宮勘兵衛殿まいる
1784	9	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	慶長7年	宣乗	沙汰人左馬亮殿まいる
1784	11	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	慶長10年11月1日	宣乗判	甚介殿〱〱〱・孫□(右)兵衛〱〱〱〱〱・孫兵衛申付候也
1784	12	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	慶長14年10月24日	大行事乗(花押)	縫助殿まいる
1784	13	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	慶長14年11月3日	大行事乗(花押)	若宮宮内春種殿まいる
1784	14	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	元和6年6月5日	乗(花押)	万丞殿まいる
1784	1	4 楽	神楽男之事	(寛永4年)	—	—
1784	15	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	寛永11年3月	—	(五郎右衛門子御賢)
1784	16	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	寛永11年4月22日	二条法眼宣乗(花押)	若宮清富参
1784	17	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	寛永14年11月23日	大行事二条法眼宣乗(花押)	若宮内子万太郎参
1784	18	4 楽	二条宣乗達書(拝殿神楽男順に付)	寛永15年11月17日	二条法眼宣乗(花押)	若宮玉丞(左衛門女子也)
945		4 楽	大行事某契状	万治2年9月5日	大行事	今西隼人正殿
516		4 楽	春日社若宮拝殿神楽男競望状	宝永2年3月28日	大行事上座法印憲乗(花押)	(市太郎)
470		4 楽	春日社若宮拝殿神楽男六臈職補任状	享保9年7月11日	大行事上座法眼清乗	(宗永)
492		4 楽	春日社若宮拝殿神楽男五臈職補任状	享保9年7月11日	大行事上座法眼清乗(花押)	—

近世寺院史料論の課題（梅田）

549		4 楽	春日社若宮拝殿神楽男五 臈職補任状	享保9年7月11日	大行事上座法眼 清乘（花押）	（宗相藤兵衛）
771		4 楽	春日社若宮拝殿神楽男六 臈職補任状	享保9年7月11日	大行事上座法眼 清乘（花押）	（房清介之進）
730		4 楽	春日社若宮拝殿神楽男八 臈職補任状	享保10年9月29日	（奥下）大行事上座 法眼清乘（花押）	（宗平縫殿）
553		4 楽	春日若宮拝殿神楽男五臈 職補任状	明和5年12月17日	大行事上座法印 大和尚位孝乘判	—
554		4 楽	春日若宮拝殿神楽男五臈 職補任状	明和5年12月17日	大行事上座法印 大和尚位孝乘	—
1373		4 楽	競望状	天明5年12月21日	・	大行事権上座法眼和 尚位陽乘
1374		4 楽	競望状	天明5年12月21日	大行事権上座法 眼和尚位陽乘	清元
1375		4 楽	競望書	天明5年12月21日	大行事権上座	—
1376		4 楽	競望状	天明5年12月21日	大行事権上座法 眼和尚位陽乘（花 押）	—
1377		4 楽	競望状	天明5年12月21日	大行事権上座法 眼和尚位陽乘	—
1378		4 楽	競望状	天明5年12月21日	大行事権上座法 眼和尚位陽乘	—
1379		4 楽	競望状	天明5年12月21日	大行事権上座法 眼和尚位陽乘（花 押）	春名弁次郎
1380		4 楽	競望状	天明5年12月21日	大行事権上座法 眼和尚位陽乘（花 押）	（清門弥三郎）
1381		4 楽	競望状	天明5年12月21日	大行事権上座法 眼和尚位陽乘（花 押）	（安造源次郎）
1382		4 楽	競望状	天明5年12月21日	大行事権上座法 眼和尚位陽乘（花 押）	（安純乙丸）
1383		4 楽	競望状（春日社若宮拝殿 神楽男後嗣に付）	天明5年12月21日	大行事権上座法 眼和尚位陽乘（花 押）	清之虎丸
499		4 楽	大行事権上座法印和尚位 陽乘競望状案	天明5年12月21日	大行事権上座法 印和尚位陽乘	—
714		4 楽	春日社若宮拝殿神楽男八 臈職補任状	天明8年6月	大行事上座法印 大和尚位陽乘（花 押）	（春景内記）
831		4 楽	兼約状下付に付礼状	天明8年6月1日	倍清（花押）・安 倍（花押）	二条大行事様
383		4 楽	若宮主計安純・若宮藤石 衛門清純連署一札（兼約 状失敬の儀にて誤に付）	寛政7年2月	若宮主計安純（花 押）・若宮藤石衛 門清純（花押）	二条大行事法印様
388		4 楽	某書状（座次争論に付）	11月29日	（花押）	大行事殿
418		4 楽	拝殿御座役神楽男注進状	年月日未詳	—	—
979		4 楽	拝殿神楽男座役注進状	年月日未詳	（神楽男沙汰人 力）	—
2053	2	4 楽	神楽男現任次第	年月日未詳	—	—

II-C-5 拝殿巫女補任						
番号	枝番	分類	文書名	年月日	差出	宛先
1047		5 巫	春日若宮拝殿寿職補任状案	寛永18年9月6日	大行事上座法眼和尚位判	藤福女
1189		5 巫	大行事殿拝殿交名注進状	元禄9年7月6日	沙汰人五郎左衛門清成(花押)(目下)	大行事二條法印殿
551		5 巫	春日社若宮拝殿巫女寿職補任状	宝暦13年9月27日	大行事上座法印和尚位孝乗(花押)	(いつ女)
552		5 巫	春日社若宮拝殿巫女寿職補任状	宝暦13年9月27日	大行事上座法印和尚位孝乗(花押)	(しき女)
515		5 巫	春日社若宮拝殿巫女職補任状	明和8年9月23日	大行事上座法印和尚位孝榮	—
496		5 巫	春日社若宮拝殿巫女新入職補任状	安永2年11月8日	大行事上座法印和尚位孝榮(花押)	—
562		5 巫	春日社若宮拝殿巫女職補任状	天明5年12月19日	大行事権上座法眼和尚位陽乗(花押)	(布佐女)
927		5 巫	大行事宣乗書状	11月27日	宣乗(花押)	(別会五師御房)
1190		5 巫	大行事拝殿交名注文	享保7年12月1日	沙汰人清賢(花押)	大行事二条法眼殿
498		5 巫	大行事殿拝殿交名	天明5年12月7日	拝殿沙汰人清頼(花押)	—
332		5 巫	右一書状(若宮拝殿補任に付)	丙子年12月9日	右一	大行事殿
1058		5 巫	惣一殿等補任料足注文	年月日未詳	—	—
468		5 巫	惣一補任料注文	年月日未詳	—	—

II-C-6 盲僧補任						
番号	枝番	分類	文書名	年月日	差出	宛先
621		6 盲僧	地神經座位目録	(慶長3年)	—	—
620		6 盲僧	座中口上書(神楽村内記弟子官錢不沙汰にて座はずれ且那廻りに付)	寛永8年4月16日	座中	二条様
619		6 盲僧	おし上座中願書(大市村座頭侍從補任に付)	寛永9年2月2日	おし上座中	二条法眼様
622		6 盲僧	大部等請状(地神經座川舎座へも補任に付)	寛永9年3月26日	向井村大部(筆印)・高田村宰相(筆印)・中村々式部(筆印)他4名	二条法印様御内衆御申上
618		6 盲僧	惣上式部願書(座頭職先規通の取扱いに付)	寛永9年5月	惣上式部(花押)	二条法眼様人々御中
616		6 盲僧	川舎座判形注文	寛永18年3月1日	—	—
600		6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目衣職補任状	寛永19年2月2日	大行事丹波上座宣乗和尚位(花押)	(辰ノ市座ヲトキ村越後)
599		6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目一臈職補任状	慶安3年9月	大行事上座法眼和尚位(花押)	(宇多座少納言)
598		6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目衣職補任状	明暦3年10月3日	大行事上座法眼和尚位(花押)	(川舎座右京)



近世寺院史料論の課題（梅田）

597	6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目衣職補任状	万治2年4月1日	大行事上座法眼和尚位（花押）	（田舎座宇多郡古市場宮内）
615	6 盲僧	辰ノ市座地神経返答書（兵部不屈きにて成敗願）	寛文2年11月晦日	辰ノ市座地神経中間	二条法眼公
614	6 盲僧	大行事二条請文（むさし村地神経座頭宗旨改に付）	寛文6年6月26日	大行事二条判	むさし村理兵衛
596	6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目僧正職補任状	寛文7年2月9日	大行事上座宥乘（花押）	（押上座浄閑）
613	6 盲僧	田舎座中交名	寛文9年9月18日	—	—
595	6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目二膺職補任状	寛文9年10月1日	大行事上座法眼和尚位源乘（花押）	（庵治村内膳）
593	6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目衣職補任状	寛文12年7月7日	大行事上座法眼和尚位源乘（花押）	（宇田座三位谷尻村）
676	6 盲僧	大行事上座源乘書状（宇田座三位衣・二膺補任披露に付）	（寛文12年）8月7日	大行事上座源乘（花押）	少納言
592	6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目衣職補任状	寛文12年8月8日	大行事上座法眼和尚位源乘（花押）	（宇田座うちのまき村中納言）
591	6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目僧正職補任状	延宝2年10月7日	大行事二条上座和尚位源乘（花押）	（うた座あさひ僧正）
1523	6 盲僧	宇多内之牧村法印書状	（延宝3年）8月11日	（日下）宇多内之牧村法印（花押）	大行事上座法眼様
608	6 盲僧	二条法眼書状（今庫村地神経座頭補任）	申年8月14日	二条法眼判	いまかう庄屋衆御中
602	6 盲僧	盲目補任出申候分押上座ノ者共へ出申候覚	申年10月11日	—	—
603	6 盲僧	盲目衣職補任覚書	申年11月2日	—	—
612	6 盲僧	辰市座左京兵部座中連署言上状（辰市座座頭今庫村内記成敗願）	2月1日	辰市座左京兵部座中	二条殿様
610	6 盲僧	辰市座惣中言上状（辰市座座頭今庫村内記成敗願）	7月	辰市座惣中	二条殿様御内衆
611	6 盲僧	辰市座惣中言上状（辰市座座頭今庫村内記成敗願）	7月	辰市座惣中	二条殿様御内衆
606	6 盲僧	大行事上座某書状（田舎座・押上座争論にて大行事裁定に付）	12月17日	大行事上座	地神経田舎座一膺
590	6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目衣職補任状	年月日未詳	大行事上座法眼和尚位宥乘（花押）	（押上座乗俊）
601	6 盲僧	盲目衆補任次第	年月日未詳	—	—
604	6 盲僧	覚（地神盲目の色衣・院号等取締）	年月日未詳	—	（領主）
617	6 盲僧	田舎座座人注文	年月日未詳	—	—
754	6 盲僧	春日社若宮拝殿盲目衣職補任状雑形	年月日未詳	（奥上）大行事	（何郡何村右京）

609	6 盲僧	乍恐以書付御理り申上候 (法印中納言当年講を営 むに付)	丑年10月	法印中納言	大行事二条様
605	6 盲僧	二条法眼某書状 (左京御 尋に付)	3月20日	一乗院殿御内二 条法眼 (花押)	桑山左志助様御内御 奉行所人々御中
808	6 盲僧	一臈小納言書状	8月14日	宇田座一臈小納 言	大行事上座源乗様
607	6 盲僧	□田左兵衛書状 (二月堂 おあう拜命願に付)	9月15日	(□田左兵衛)	(南都二条様)

※表中のデータは原則的に前掲注14『中世寺院における内部集団史料の調査・研究』に基づく。  
サブフォンドごとに分類・編年し、文書名などの表記を改めた。